

郵政民営化委員会 説明資料

2021年2月4日

一般社団法人全国信用金庫協会

I. 信用金庫業界の基本スタンス(意見書の概要)について

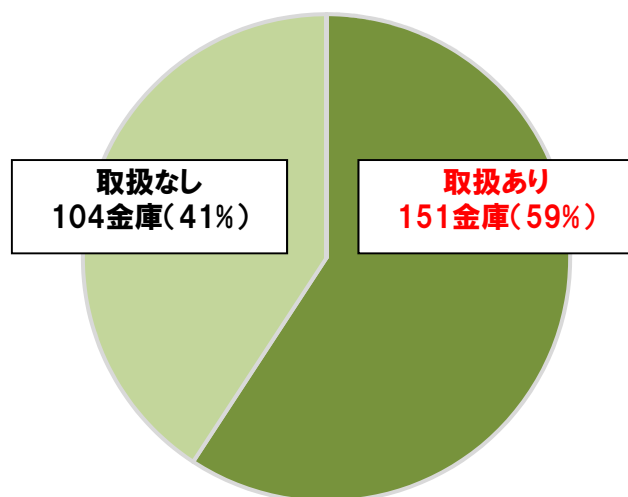
- ゆうちょ銀行の「適正な規模への縮小」及び「完全民営化」の実行が確実に担保され、少なくとも、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されない限り、新規業務を認めるべきではない。
- とりわけ、既に過当競争の様相を呈している住宅ローン市場への直接参入(フラット3 5等の直接取扱)は、
 - ① 更なる競争激化により民間金融機関の収益力が低下し、ひいては、中小企業への金融の円滑化や地方創生の取組みにも支障をきたすおそれがあること
 - ② 住宅ローン業務への直接参入を認めれば、ゆうちょ銀行において審査能力やノウハウ等が蓄積されることで、将来的に幅広い個人向け貸付業務に参入するインセンティブにつながり、個人向け貸付業務全般においてより一層の競争激化・金利競争を引き起こすこと等を通じて、地域の金融システムに深刻なダメージを与えることになりかねないこと—などから、信用金庫業界としては断じて容認できない。

II. 住宅ローン業務について①

～補足図表(フラット35の取扱状況、貸出構成比、住宅ローン比率)～

【図表1】信用金庫におけるフラット35の取扱状況(2020年3月末)

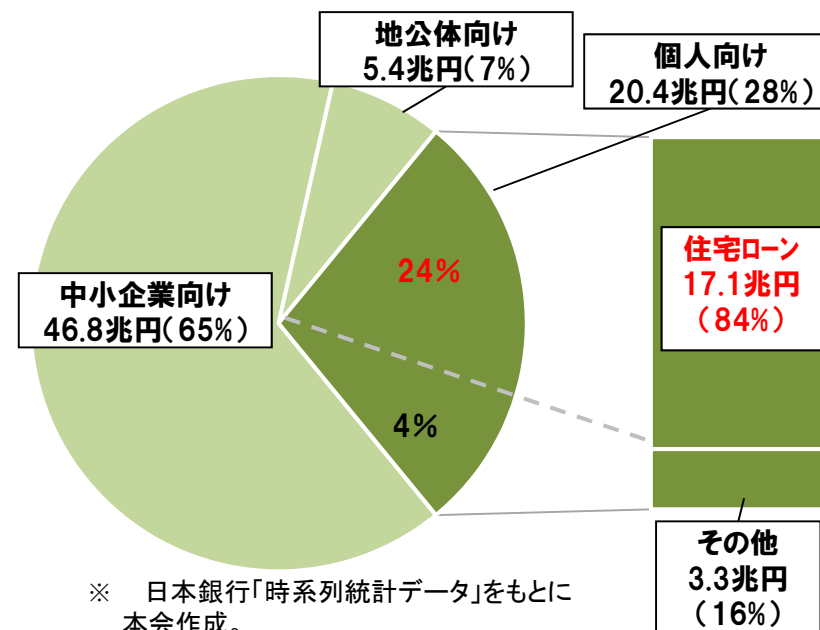
信用金庫のうち、約6割が「フラット35」を取扱っている。



※ 住宅金融支援機構HPをもとに本会作成。

【図表2】信用金庫の貸出構成比(2020年3月末)

貸出金に占める住宅ローンの割合は約4分の1、個人向け貸出だけで見ると9割近くが住宅ローンとなっている。



※ 日本銀行「時系列統計データ」をもとに本会作成。

【図表3】住宅ローン比率上位10金庫の状況(2020年3月末)

住宅ローン比率（貸出金に占める住宅ローンの割合）が高い信用金庫では、5割近くにも上る。

金庫名	住宅ローン比率	フラット35の取扱
A(愛知県)	46.67	○
B(京都府)	42.01	○
C(愛知県)	41.61	○
D(埼玉県)	41.27	×
E(神奈川県)	40.61	×

金庫名	住宅ローン比率	フラット35の取扱
F(愛知県)	40.39	○
G(神奈川県)	37.73	×
H(栃木県)	37.00	×
I(神奈川県)	36.76	×
J(愛知県)	36.76	○

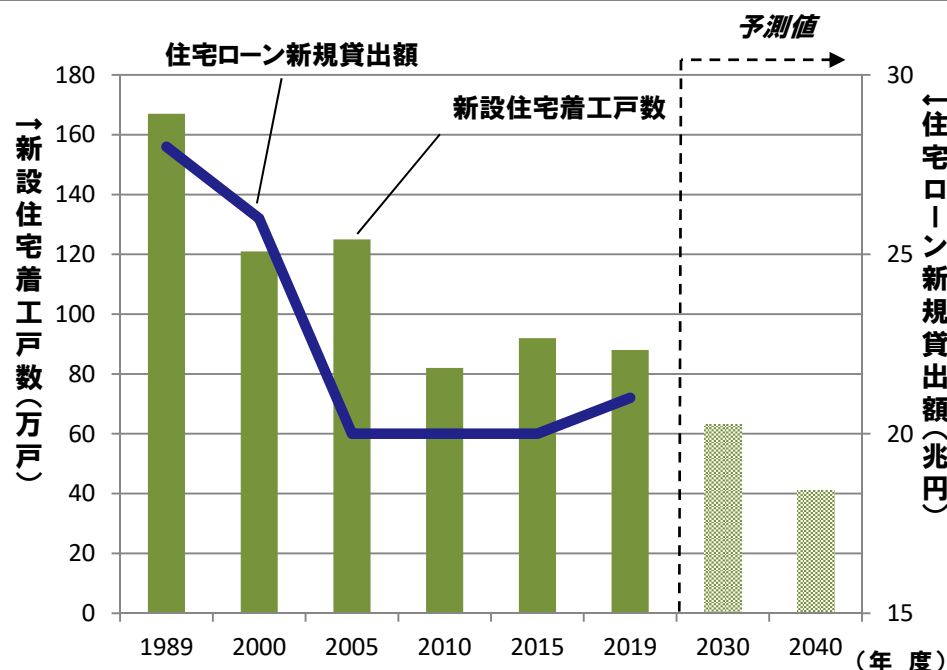
※ 住宅ローン比率は本会調べ。

II. 住宅ローン業務について②

～補足図表（新設住宅着工戸数、住宅ローン新規貸出額、住宅ローン金利の推移）～

【図表4】新設住宅着工戸数、住宅ローン新規貸出額の推移

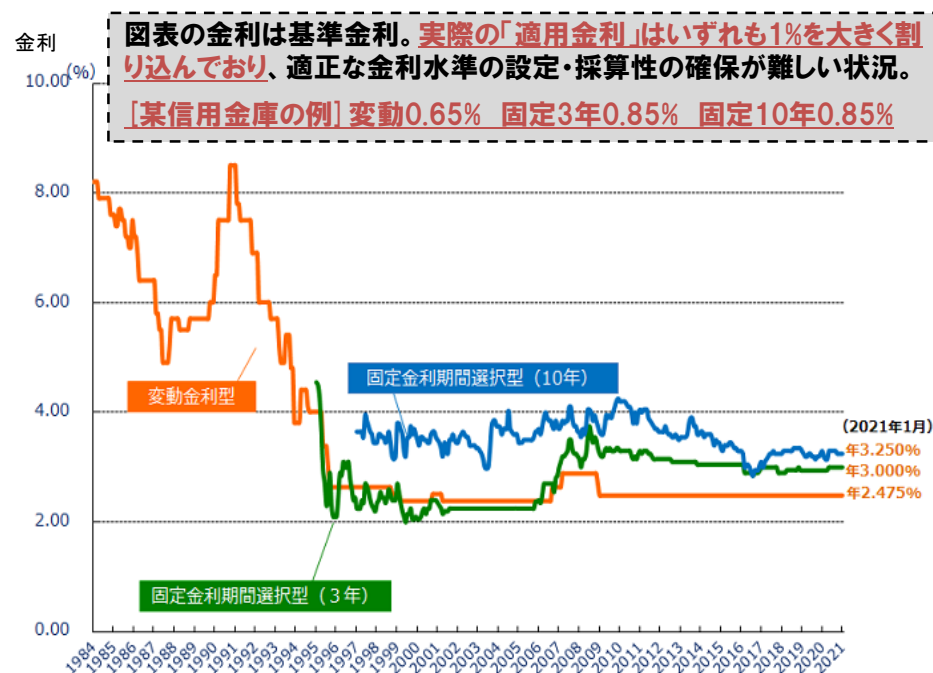
1989年頃をピークに、新設住宅着工戸数は半減(167→88万戸)、住宅ローン新規貸出額は25%程度減少(28→21兆円)しており、縮小傾向。人口減少の進展等により同着工戸数は2030年度には約60万、2040年度には約40万まで落ち込むとの民間シンクタンクの予測もある。こうした状況下において、ゆうちょ銀行による住宅ローン業務の直接参入は更なる過当競争を引き起こす可能性が高く、ゆうちょ銀行が同業務を取扱う必然性は見いだせない。



- ※ 新設住宅着工戸数は国土交通省公表資料、住宅ローン新規貸出額は住宅金融支援機構公表資料をもとに本会作成。
- ※ 住宅ローン新規貸出額は、国内銀行、信金、信金中金、信組、全信組連、労金、JA共済連、生保会社、損保会社、住宅金融専門会社等、住宅金融支援機構、福祉医療機構、勤労者退職金共済機構、沖縄振興開発金融公庫等の合計値。
- ※ 予測値は、野村総合研究所HPにおいて2020年6月9日に公表された数値を参照。

【図表5】民間金融機関における住宅ローン金利の推移

住宅ローン金利についても低下傾向。足元で最も利用者の多い変動金利は1990年頃をピークに3分の1程度にまで落ち込んでいる。なお、フラット35の最低金利についても、10年間で概ね半減(2009年3月:2.98% →2020年3月:1.24%)。



- ※ 図表は住宅金融支援機構HPから抜粋。
- ※ 図表は主要都市銀行HP等により集計した金利(中央値)を掲載。なお、変動金利は1984年以降、固定金利期間選択型(3年)の金利は1995年以降、固定金利期間選択型(10年)の金利は1997年以降のデータを掲載。
- ※ フラット35の最低金利は、返済期間が21年以上のもので、保証型を除く。

<参考①>信用金庫の概要

【信用金庫業界の規模・業績の概況（2020年3月末現在）】

信用金庫数： 255金庫

店舗数： 7,239店
〔1金庫あたり28店〕

役職員数： 104,062人
〔1金庫あたり408人〕

会員数： 913万人
〔1金庫あたり35,803人〕

預金： 145兆円
〔1金庫あたり5,700億円〕

貸出金： 72兆円
〔1金庫あたり2,800億円〕
〔うち中小企業向け貸出：46兆円〕

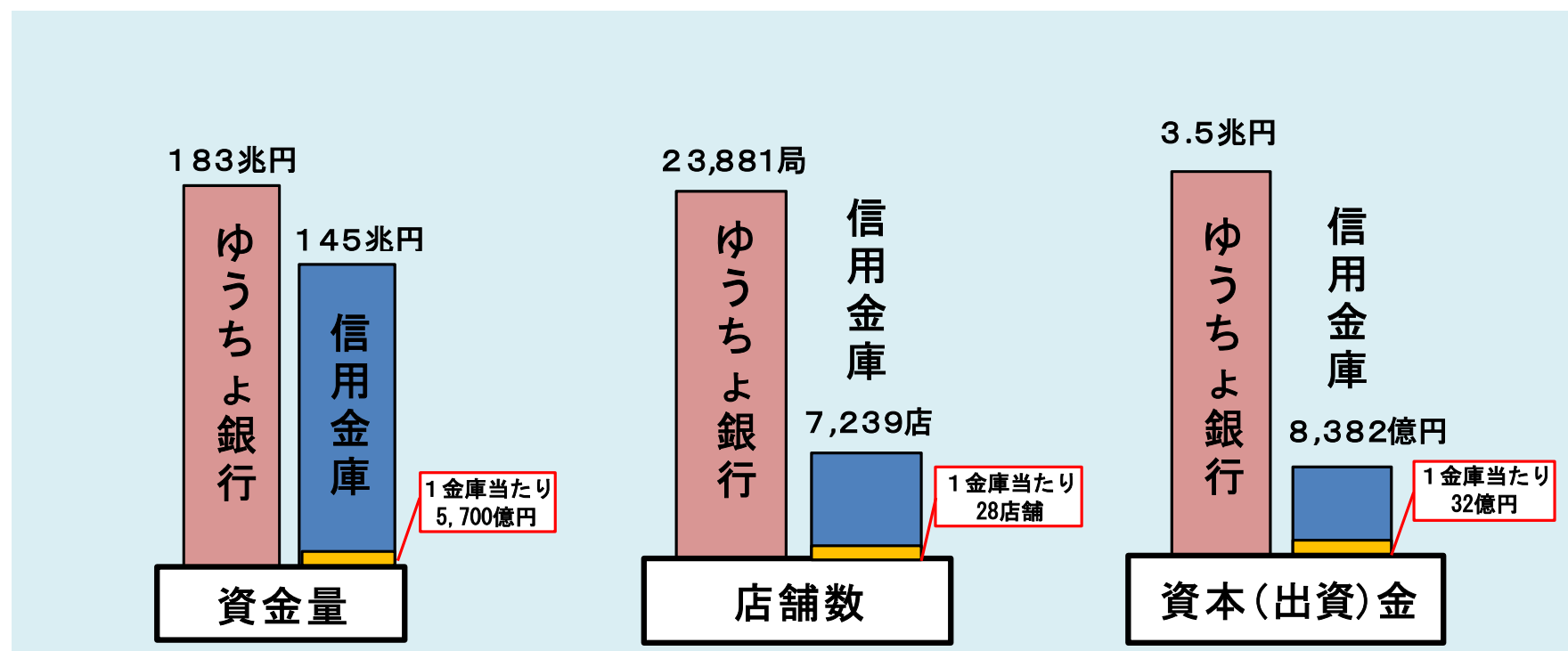
当期純利益： 2,011億円

自己資本比率： 12.10%

不良債権比率： 3.9%

<参考②> ゆうちょ銀行と信用金庫の比較

ゆうちょ銀行と信用金庫の規模の比較(2020年3月末)



※ ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌、信金中金 地域中小企業研究所作成「全国信用金庫概況・統計」より作成。

※ 上記局数は、ゆうちょ銀行の支店、銀行代理業を営む営業所または事務所(分室を含む)、ゆうちょ銀行の銀行代理業務の委託を受けた日本郵便株式会社が当該業務を再委託している営業所または事務所の総計。

ゆうちょ銀行の新規業務(住宅ローン業務等)に関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

一般社団法人全国信用金庫協会

去る2020年12月23日付で、ゆうちょ銀行による新規業務の認可申請が行われたことを踏まえ、①新規業務の認可申請に関する「基本的な考え方」、②住宅ローン業務（フラット35直接取扱等）、③口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有、④ゆうちょ銀行のビジネスモデルの4つの観点から、以下のとおり信用金庫業界として意見を申し述べる。

1. 新規業務の認可申請に関する「基本的な考え方」について

(1) 基本的な考え方

- これまで信用金庫業界は、ゆうちょ銀行が業容を拡大するにあたっては、まずは、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋が具体的に示され、その実行が確実に担保されるとともに、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されていることが最低限必要である旨などを一貫して主張してきた。

2020年11月には、日本郵政が保有しているゆうちょ銀行株式の保有割合を、まずは50%程度まで引き下げる旨の方針が示されたものの、それを実行に移す具体的な計画は不明瞭であり、また、依然として完全民営化等に向けた道筋は何ら示されていない。このように、未だ政府の関与が強く残っている現状においては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは到底言えない。

- かかる状況にも関わらず、ゆうちょ銀行が業容の拡大に向けて認可申請を行ったことは誠に遺憾であり、新規業務への参入は認められるべきではないと考える。
- とりわけ、すでに過当競争の様相を呈している住宅ローン市場への直接参入（「フラット35」等の直接取扱）については、①「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」との郵政民営化法の基本理念に反すること、②更なる競争激化を招きかねず、民間金融機関の収益力の低下、ひいては、コロナ禍にある中小企業への金融の円滑化や地方創生の取組みにも支障をきたすおそれがあること一などから、信用金庫業界としては断じて容認できない。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会は、少なくとも、「適正な規模への縮小」及び「完全民営化」への道筋が示され、その実行が確実に担保されない限り新規業務を認めるべきではない。
- 信用金庫業界としては、郵政民営化法の基本理念に則り郵政民営化が本来の目的に沿って進められるとともに、今回の認可申請については、以下で述べる懸念点も十分に勘案のうえ、極めて慎重に審査が行われることを強く要望する。

2. 住宅ローン業務（フラット35直接取扱等）について

（1）住宅ローン市場への直接参入に関する意見

（郵政民営化法の基本理念との関係、直接参入に伴う影響等）

- ゆうちょ銀行は、新規業務として「住宅金融支援機構の証券化支援事業及び住宅融資保険事業を利用した、個人に対する貸付業務」（「フラット35」等の直接取扱）に関する認可申請を行った。
- 信用金庫は、住宅ローンを、顧客との複合取引・生涯取引の基礎となる重要な商品、「個人金融の柱」と位置付けて推進している。
その結果、業界における貸出金に占める住宅ローンの割合は約4分の1、個人向け貸出だけで見ると概ね9割が住宅ローンというポートフォリオになっている。
- 一方で、人口減少等の進展によって地域の住宅ローン市場は縮小傾向となっており、既に過当競争の様相を呈している。
さらに、マイナス金利政策に伴う超低金利環境の長期化も相俟って、適正な金利水準の設定・採算性の確保が困難な状況にある。
- こうした状況のもとでは、ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に直接参入する必要性は乏しく、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との郵政民営化法の基本理念に反するものである。
また、以下のア～エに掲げた諸点を踏まえれば、ゆうちょ銀行による住宅ローン業務への直接参入は、これまでの民間金融機関とゆうちょ銀行が築き上げてきた連携・協調の関係を損なうだけでなく、「地域の金融システムの安定」、「地域経済の活性化」、「地域の中小企業や地域住民に対する円滑な資金供給」、さらには、「ゆうちょ銀行自身の収益力や企業価値（経営リスクの増大）」—などといったいずれの観点からも、負の影響を及ぼすおそれがある。
- したがって、信用金庫業界としては、住宅ローン業務への直接参入を容認すべきではない（引き続き媒介業務に徹するべき）と考える。

ア. 地域の金融システムの安定、地域経済の活性化等への影響

- ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に直接参入すれば、さらなる競争激化を招きかねず、民間金融機関の収益力の低下、ひいては、コロナ禍にある中小企業への金融の円滑化や本業支援の取組みにも支障を来すおそれがあり、地域の金融システムや地域経済の再生に悪影響を及ぼすことが懸念される。
- また、本認可申請を認めれば、ゆうちょ銀行において審査能力やノウハウ等が蓄積されることで、他の個人向け貸付業務へ参入するインセンティブにつながり、個人向け貸付業務全般において更なる競争激化を引き起こすおそれがある。
すなわち、巨額の資金量を有するゆうちょ銀行が幅広い個人向け貸付の分野に参入すれば、規模の経済を背景に一層の低金利競争に拍車をかけ、地域の金融システムに深刻なダメージを与えるおそれがある。

イ. 顧客本位の業務運営態勢の確保

- 住宅ローン債務者に対しては、その実情や意向を的確に把握しつつ、当該債務者にとって最適な融資の提案を行うことは勿論のこと、条件変更等を含めた貸付後のきめ細やかなフォローアップが極めて重要となり、特にコロナ禍においては、平時に比して難しい判断を求められる局面も多い。

こうした状況下において、住宅ローンの審査能力やノウハウ、営業職員の実務経験等が乏しいゆうちょ銀行が、顧客本位の業務運営が徹底されるために必要な内部管理態勢等を直ちに確保できるとは考えにくく、結果として、顧客に不利益を与え、地域経済に無用な混乱をもたらすおそれがある。

ウ. 資金シフトの誘発

- 住宅ローンは顧客のメイン化に直結する商品であり、住宅ローンがゆうちょ銀行に奪われれば、併せて民間金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトが生じる可能性が高い。

既に4分の1(約60)の信用金庫においては、個人預金が減少に転じている。特に、こうした信用金庫にとっては、ゆうちょ銀行の住宅ローンの獲得とともに資金シフトが生じれば、その経営に深刻な影響を及ぼしかねない。

エ. ゆうちょ銀行の収益力・企業価値への影響

- 競争が激しく収益性が低迷している住宅ローン市場において、とりわけ、一般的に利鞘が薄く、足もとの超低金利環境下においては顧客からのニーズが高いとは言えない「フラット35」を取扱うために、ゆうちょ銀行の経営資源を投入し、融資審査や債権管理・回収等の態勢整備を行うことは、却ってゆうちょ銀行自身の経営リスクを増大させ、結果的にその財務基盤が損なわれることになりかねず、ゆうちょ銀行の収益力や企業価値の向上につながるとは考えにくい。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会におかれては、郵政民営化法の基本理念に「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が掲げられていることを踏まえ、“業務範囲の拡大ありき”ではなく、民間金融機関等との間の競争関係や地域の金融システムへの影響等を十分に勘案し、極めて慎重な判断を行うよう期待する。

3. 口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有について

(1) 口座貸越による貸付業務の取扱開始等に関する意見

- 2017年6月、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等に関して、郵政民営化法の規定に基づく認可が行われた。その際、郵政民営化委員会が公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務(口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等)に関する郵政民営化委員会の意見」(同年6月)では、業務を実施するにあたり、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保と、利用者への分かりやすく丁寧な説明・適正なサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨を指摘している。

信用金庫業界としては、少なくとも上記留意事項への対応とその情報開示を十分に行っていくための態勢が確保されない限り、ゆうちょ銀行は業務を開始すべきではないと考える。

- また、口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う事業会社は数多存在する。こうした事業会社との提携によっても同業務の提供は可能であることから、その実施のためだけに、ゆうちょ銀行の子会社に経営資源を投入する必要性は乏しく、ゆうちょ銀行自身の経営リスク等を踏まえれば、信用保証業務を行う子会社の保有は基本的に認めるべきではない。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会においては、ゆうちょ銀行による適切な態勢が確保されるまでは同業務を行わせることがないよう十分に留意するとともに、信用保証業務を行う子会社の保有についても、先に述べた懸念等を踏まえつつ、慎重な判断を行うべきである。
- 仮に、同子会社の保有を認め、ゆうちょ銀行が同業務の取扱いを開始するとしても、適切な業務運営態勢の確保や地域の金融システムへの影響等の観点から継続的に監視を行い、適宜、業務改善等を求めていくべきである。

4. ゆうちょ銀行のビジネスモデルについて

- 信用金庫業界としては、ゆうちょ銀行と民間金融機関の相互信頼関係のもと、両者の強み・特性を活かしながら、地域経済の活性化等に貢献していく将来像を実現していきたいと考えている。
- こうした将来像を実現していくためにも、ゆうちょ銀行においては、個人ローン市場といった競争が激しい分野に参入するではなく、「機関投資家としての資産運用の高度化・多様化」や「民間金融機関との連携・協調の枠組みの一層の拡充」を基軸としたビジネスモデルを追求していくべきであり、こうした方向性が、ゆうちょ銀行自身の企業価値向上や地方創生にも資するものとする。
- 日本郵政及びゆうちょ銀行においては、とりわけ、2. で述べた住宅ローン業務への直接参入については、2017年に住宅ローンを含む貸付業務の認可申請を取り下げた経緯や、先に述べた懸念を十分に考慮し、引き続き「媒介業務に専念」することも含め、再考していただくことを期待したい。

以 上